

原発事故における 「ふるさと喪失損害」の賠償

吉 村 良 一*

目 次

1. はじめに
2. 集団訴訟における「ふるさと喪失損害」の主張と判決
3. 「ふるさと喪失損害」に対する請求を（狭義の）慰謝料請求と構成することの当否
4. 「ふるさと喪失損害」とは何か
5. 私 見

1. はじめに

2011年3月の東日本大震災を機に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、本件事故）によって、福島県調べで約16万人の住民が避難を余儀なくされた¹⁾。その後、政府による避難指示の解除が進み、指示区域の面積は縮小したが、なお多くの住民が避難を続けている²⁾。また、メルトダウンを起こした原発の廃炉作業は遅々として進まず、周辺の広大な地域が荒廃したままの状態である。多くの住民が「帰りたくない・帰れない」とする理由は、福島第一原発の現在の状態への不安であり、高い放射線量への不安であり、さらには、避難指示解除によっても容易に改善しない「帰還」先の生活環境の劣悪な状態である。

本件事故により生じた被害は、①放射線被ばくそのもの、②被ばくを

* よしむら・りょういち 立命館大学大学院法務研究科教授

避けるための避難による被害, ③ 地域社会を破壊され生活の場(ふるさと)を奪われたことによる被害などに整理できる。これらのうち特に重要なことは, 本件事故によって地域における生活が根底から破壊されていることである。われわれの生活は地域コミュニティの中において, 様々な生活基盤に支えられて存在する。本件事故は, このような生活基盤を毀損しあるいは劣化させたのである。

本件事故による被害の賠償については, 原子力損害賠償法(原賠法)に基づき賠償の指針を策定するために設置された原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)の指針にしたがった賠償や, 和解を仲介するために作られた原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)の仲介による和解を通じた賠償が行われ, 東京電力(東電)は, 2018年2月末現在, 約8兆円の賠償を支払ったと言われているが, 果たして, これによって住民らの被害は十分に補償されているのか。

本件事故については, 多くの訴訟が提起されている。その中には, 東電の幹部の刑事責任を追及する刑事訴訟もある³⁾が, 被害の救済を求める民事訴訟について見れば, 東電が原賠審に提出している資料によれば, 2017年11月末現在, 訴状の送達件数は419件であり, 163件が係属中とされている。そのうち, 被災住民ら多数が原告となる集団訴訟は全国で約30, 原告数は1万2千人に上っている⁴⁾。

各集団訴訟の請求内容や請求賠償額は(原告の属性や訴訟戦術の違いもあり)様々であるが, これらの訴訟の多くでは, 「ふるさと喪失損害」が独自の損害項目として賠償請求されている。この概念は, 地域コミュニティや従前の生活基盤が侵害されたという本件事故被害の特質を表現するものであり, それはまた, 避難によってそれまでの「ふるさと=生活基盤」から切り離された住民, あるいは, 帰還がかなっても事故前のものとは大きく変わってしまった「ふるさと」を目の当たりにした住民らの「心情」に適合した, その意味で, 重要な意義を有する損害概念である。しかし, (新しい損害概念であるがゆえに)その内実は必ずしも明確ではない。そのせ

いもあり、これまでの集団訴訟判決では、独自の損害項目として認められないか、認められたとしても、被害の実態や原告の請求から見れば僅少の慰謝料が認容されるにとどまっている。そこで、本稿では、このような状況の克服を目指して、「ふるさと喪失損害」の内容や損害賠償における位置づけを可能な限り明確にすることを試みたい⁵⁾。

2. 集団訴訟における「ふるさと喪失損害」の主張と判決

2018年3月までに、すでに、以下の7つの集団訴訟に対する地裁判決が出ている⁶⁾。

【群馬訴訟】本訴訟の原告は、避難指示等区域内の25世帯76名、区域外の20世帯61名、計45世帯137名である。被告は東電と国であり、請求内容は、原告一人につき一律1000万円の慰謝料（プラス弁護士費用100万円）である。判決は、東電の原賠法3条責任と国の責任を肯定し（連帯責任）、総額で約4億5千万円の慰謝料を認容した（前橋地判平29・3・17判時2339・3）。

【千葉訴訟】原告は、千葉県内への避難者とその家族であり、避難指示等対象区域からの避難者が中心だが、「自主的避難等対象区域」（原賠審が追補で少額ではあるが賠償を認めた区域）やその他（福島県内）からの1世帯4名を含んでいる。判決は、国については責任を認めず、東電に対し、計約3億7600万円を支払うよう命じた（千葉地判平29・9・22 LEX/DB25449077）。

【生業訴訟】本訴訟は、福島県の全市町村や隣接する宮城県、茨城県、栃木県の住民約3800名が国と東電に、原状回復と総額約160億円の損害賠償を求めたものである。判決は、原状回復請求については、実現方法が特定されていないこと、および、実現可能な執行方法が存在しないことを理由に、それを却下し、損害賠償については、東電の原賠法上の責任と国の国家賠償法1条の責任を認め（国の責任は2分の1）、総額約5億円の支払いを命じた（福島地判平29・10・10判時2356・3）。

【小高訴訟】南相馬市の小高区などに住んでいた321名が、東電に、原賠法3条に基づき、損害賠償を求めた訴訟である。本件訴訟は東電のみを被告とするものであり、争点は、賠償額にあったが、東京地裁は、事故時に小高に生活の根拠がなかった者や出生していなかった者3名を除く318名に計約11億円を支払う

よう命じた(東京地判平30・2・7 LEX/DB25549758)。

【京都訴訟】原告はいわゆる「自主避難者」(「区域外避難者」)を中心に、57世帯174名である。被告は東電と国であり、東電に対しては民法709条及び原賠法3条に基づいた請求がなされた。京都地裁は、143名の原告について、総額約1億1000万円の賠償を国と東電が連帯して支払うよう命ずる判決を言い渡した(京都地判平30・3・15)。

【首都圏訴訟】原告は、首都圏への避難者48名(提訴時。判決時47名)であるが、1名を除いて、「区域外(いわゆる自主)避難者」(ただし、「自主避難等対象区域」からの避難者)である。東京地裁は、国と東電に対し、原告47名に対し総額約5900万円の賠償を連帯して支払うように命じた(東京地判平30・3・16)。

【浜通り・避難者訴訟】原告は219名で、いずれも、本件事故当時、避難区域に居住していた住民であり、被告は、(国は被告とせず)東電のみである。請求内容は、財物賠償を含んでいたが、福島地裁いわき支部は、213名に計約6億1千万円の慰謝料のみを認めた(福島地いわき支判平30・3・22)。

これら7つの集団訴訟において、「ふるさと喪失損害」あるいは「コミュニティの侵害」に対する賠償を独自の項目として請求したのは、千葉訴訟、京都訴訟、生業訴訟、浜通り・避難者訴訟である(小高訴訟では、「小高に生きる権利」侵害に対する慰謝料を請求しているが、これも実質的には同じものと思われる)。ただし、これらの訴訟において原告によって主張されている「ふるさと喪失損害」のとらえ方には、以下のように、ニュアンスの差がある。

【千葉訴訟】において、それは、「避難慰謝料では賠償されないその他すべての精神的損害」に対応するとされる。訴状や原告第27準備書面では、「交通事故によって大事な家族を失ったことに匹敵」とされ、同最終準備書面では、「本人の死にも匹敵」するものとされており、あくまで精神的損害に対する(狭義の)慰謝料請求と思われる。

【生業訴訟】の「ふるさと喪失損害」に対する請求も、(狭義の)慰謝料としての請求と考えられる。すなわち、「ふるさと喪失慰謝料は、原告らが本件事故までに築き上げてきた、その生存の基礎となる生活基盤の総体

（「ふるさと」を不可逆的に失ったことについての精神的苦痛を賠償請求するものである」（原告準備書面（被害総論10）3頁。なお、本稿の下線はいずれも筆者による）とされている。ただし、それは「不定形かつ無形的価値」を含む包括的なものであることが主張されている。「本件原告らが、居住地域の放射性物質汚染によってこうむったさまざまな生活破壊、例えば、家族等の人間関係の崩壊変容や職業生活における生きがいの喪失などによる被害（いわば、不定形かつ無形的価値を持つ被害）も含むものである。これらの不定形かつ無形的価値を持つ被害は、これまでの裁判実務においても、慰謝料算定の際には、（十分かはともかく）基礎事情として考慮されており、これらの不定形かつ無形的価値を持つ被害についても、慰謝料の算定の基礎とすることは、何ら、裁判実務の取扱いに反するものではない」（原告準備書面（被害総論14）16頁）との主張である。ここでは、慰謝料のいわゆる補完的機能が主張されているものと思われる。

浜通り・避難者訴訟において、原告は、次のように主張した。「故郷喪失損害」とは、地域生活利益の無形の損害及び故郷を喪失した精神的苦痛であり、「そこには豊かな自然環境があり、経済、文化（社会・政治）が形成されていた。そして、そこで営まれていた地域社会（コミュニティ）では、多様な生活空間の機能（地域生活利益としての諸機能）が発揮されており、これらの諸要素は一体となり、複合し合って人々の生活を支えていた。……このような、広範かつ多様な損害の諸要素からなる有形無形の財産的損害と精神的苦痛は、まさに包括損害であり、これらの無数の要素を個別ばらばらに評価して積算することは、およそ不可能である。また、他方でこうした様々な諸要素、生活と生産の諸条件を個別の損害項目として分類・分断して積算することは、こうした要素が相互に関連し、支え合い、絡まり合って機能しているという全体像を、適切に評価することを困難にする。だから、本件において生じた『故郷喪失による損害』は、包括的に把握して一体のものとして評価されなければならない」（原告最終準備書面第2分冊第3部・損害総論20～21頁）。

ここでは、精神的損害に対する狭義の慰謝料ではなく、有形無形の財産的損害及び故郷を喪失した精神的苦痛に対し包括的・一体的な賠償が請求されている⁷⁾。

京都訴訟においても同様の主張がなされている。原告準備書面19は次のように言う。「地域コミュニティ侵害による損害は、各種の共同体から受けている利益の全て、あるいはその多くの部分を同時に侵害されたことに関し、これらの利益を総体的に捉えるものである。すなわち、地域の各種の共同体は、生活費代替機能、相互扶助・共助・福祉機能、行政代替・補完機能、人格発展機能、環境保全・自然維持機能等、広範、多面的、複合的な役割・機能を果たしており、地域住民は、個人として、或いは、集団として、これら各種の共同体が果たす機能から得られる利益を享受している。地域住民にとっては、これらの利益の総体が保護の対象となるべき法的利益となる。しかし、本件事故の発生により、避難した住民は、この総体としての法的利益を享受することができなくなった。また、地域に滞在した住民は、共同体が果たすこれらの機能が低下した中ででの生活を余儀なくされたり、これらの機能を維持し又は回復するための様々な負担を強いられたりすることとなった。そして、こうした地域コミュニティ侵害による不利益は、被災被害者に深刻なストレスや精神的苦痛を与えている。地域コミュニティ侵害による損害は、このような被害の態様に照らし、精神的損害ないし無形の損害として把握されるべきものであり、また、その賠償は適正に評価された慰謝料によってなされるべきものである。」

このように、「各種の共同体から受けている利益」を「総体的に捉える」としていることから、狭義の慰謝料ではなく無形の財産的損害を包括する請求を行っているようである。

これらに対し、判決は、基本的には、原告の「ふるさと喪失損害」に対する賠償請求を、精神的損害に対する狭義の慰謝料請求として受け取った上で、請求額を大きく下回る慰謝料を認容するか、東電による既払いによって填補されているとして請求を棄却している。

生業訴訟判決は、「原告らの主張を合理的に意思解釈すると、原告らは、本件事故により、継続的に発生する性質の損害を『平穏生活権』侵害による損害として、継続的でなく、一回的に発生する性質の損害を『ふるさと喪失』による損害として、それぞれ他方の請求を明示的に除外して請求しているものと解される」、「帰還困難区域旧居住者に対する賠償につき、帰還が社会通念上不能となった時点において、平穏生活権侵害による継続的損害の賠償を終了させ、帰還不能による損害を定額に包括評価して賠償を終了させることが許されると解する」が、「中間指針第四次追補による帰還困難慰謝料1000万円は、確定的、不可逆的に発生した損害であるから、本判決でいう『ふるさと喪失』損害に対応するものというべきである」とする。そして、原告らの「ふるさと喪失損害」は、「帰還困難慰謝料」を超えるものではないとして、請求を棄却したのである。

結局、判決は、避難が長期間継続することによる損害を帰還が困難となった時点で、確定的にまとめて受取るのが「ふるさと喪失損害」に対する賠償と理解しているように思われる。そして、それが、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」として設定された、第四次追補の「帰還困難慰謝料」に該当するとするわけである。両者の関係については最後に検討するが、ここでは、判決が、「ふるさと喪失損害」を精神的損害と解し、その請求を（避難慰謝料や「帰還困難慰謝料」と同様に）狭義の慰謝料請求と見ていることを確認しておきたい。

小高訴訟判決は、原告が避難に関する損害と、「小高に生きる」ことの喪失による損害を分けて請求したのに対し、両者を分けずに、交通事故慰謝料における「赤い本」を参照基準としてあげつつ、「包括生活基盤に関する利益」侵害による慰謝料として一括して算定している。認容額は300万円であり、既払額850万円の控除前は1150万であるが、既払慰謝料を控除していることから明らかなように、これを精神的損害に対する狭義の慰謝料の問題であると考えている。

京都訴訟判決は、「平穩に生活する利益の享受を阻害された」ことによる慰謝料を認めたが、「ふるさと喪失」(コミュニティ侵害)による慰謝料については、「原告らがそれぞれの居住地において、それぞれの共同体において享受している利益を侵害されている事情があったとしても、それはまさに包括的な意味での平穩に生活する利益を侵害されていることそのものであり、これとは別に固有の損害が生じたと観念することまではできないから、そのような事情は慰謝料算定の際に考慮することで足り、原告らが主張するように、避難に伴う慰謝料と全く別個の慰謝料が発生すると解することはできない」とした。

避難にともなう損害と「ふるさと喪失損害」の関係について、このように区別せずに考えて良いのかについては疑問があるが、判決が、「ふるさと喪失損害」を避難慰謝料と同じ、狭義の慰謝料と理解していることは間違いない。

浜通り・避難者訴訟判決は、以下のように、避難慰謝料とふるさと喪失・変容慰謝料を区別することを否定する。『「避難前の故郷における生活の破壊・喪失」による精神的損害や『避難先における著しい日常生活の阻害』による精神的損害を適正に評価するためには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているものというべきである』。「したがって、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とが全く別の慰謝料であるとして別々に評価し、それぞれについて慰謝料の額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくとも極めて困難であり、性質上、適当であるともいえない」。ここでは、ふるさと喪失損害が避難慰謝料の対象となっている精神的被害と同質のものであることが当然の前提となっている。

「ふるさと喪失損害」に対する賠償を独自の項目として認めなかったこれら4つの判決と異なり、千葉訴訟判決は、「ふるさと喪失損害」に対す

る賠償を（事実上）認めた。判決は、「被侵害利益避難指示等により避難等を余儀なくされた者は、住み慣れた生活の本拠からの退去を余儀なくされ、長期間にわたり生活の本拠への帰還を禁止されるのであるから、居住・移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を發展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益を侵害されたということが出来る」とする。その上で、「慰謝料は、被害者が被った精神的苦痛に係る損害を填補するものであるから、本件事故により……避難生活に伴う精神的苦痛以外の精神的苦痛が生じ、その損害が避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないことはあり得る」、「本件事故により生じる精神的苦痛に係る損害のうち、避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものについては、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となるというべきである」とした。

実際に認めた慰謝料額は原告によって異なるが、最少が50万円（当地での生活が1年未満の原告）であり、最高額が1000万円である。

このように千葉判決は、「避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないもの」について賠償を認めたが、その内実は、「従前暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、發展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛」や「長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされた……ことによる精神的苦痛」などであり、事実上、「ふるさと喪失慰謝料」を認めたものである。しかし、それはあくまで（避難慰謝料と同質の）狭義の慰謝料であると解されている。

3. 「ふるさと喪失損害」に対する請求を （狭義の）慰謝料請求と構成することの当否

本件事故の各集団訴訟においては、慰謝料請求に基軸が置かれているものが多い。群馬訴訟をはじめ、狭義の慰謝料のみを請求している訴訟も少

なくない。生業訴訟も、原状回復請求を除けば慰謝料(全員について月5万円の慰謝料と一部の帰還困難区域からの避難者については2000万円の「ふるさと喪失慰謝料」)請求であり、小高訴訟も避難にともなう慰謝料と「小高に生きる権利」侵害を理由とした慰謝料のみを請求している。これは、本件の場合(特に、政府指示等による避難者の場合)、すでに、指針に基づく賠償を受けている者が少なくないことによるが、同時に、個別の損害項目についてその額の主張立証が困難であることから、慰謝料という裁判官の裁量の範囲が大きい損害項目として請求するという意図や、物損や生業損害・逸失利益の場合、原告ごとに損害額が大きく異なり、集団訴訟を行っていく上での困難があるので、比較的個人差が少ないと考えられる慰謝料に絞った請求を行うといった訴訟戦術上の理由も考えられる。しかし、本件で(「ふるさと喪失損害」に限らず)慰謝料に絞った請求を行うことには、メリットとともにデメリットもある。

判例・通説によれば、慰謝料は被害者に生じた精神的損害を填補するものであり、その額は精神的損害の大きさによって決まるが、填補されるべき精神的損害は、その性質上、金銭による評価が困難ないし不可能なものであるため、実際には、裁判官が口頭弁論に現れた諸般の事情を斟酌して裁量によりその額を定めるとされる。このように、慰謝料算定が裁判官の裁量だとされることには、メリット(柔軟な判断が可能、主張立証負担の軽減)とデメリット(算定が一種のブラックボックス化すること)がある。慰謝料算定については、小高判決が、最判平6・2・22民集48・2・441(これは、逸失利益等の財産的損害を含めた包括慰謝料について、そこでは、財産上のそれを含めた全損害について請求されているのであるから、「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ……慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり」、原審の認定した「慰謝料額は低きに失し、著しく不相当であって、経験則又は条理に反し……原審の裁量判断は、社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるものというほかはない」として、慰謝料算定における裁判官の裁量には限界があるとしたもの)を参照しつつ、慰謝料は裁判所が裁量によっ

て算定するものであるが、「その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要する」としていることは重要である。

しかし、このように、慰謝料算定における裁判所の裁量に制限を加えるとしても、本件の被害の前述のような包括性から見て、慰謝料を中心とした賠償請求には限界があるのではないか。そして、被侵害法益が、包括的な生活利益ではなく、避難を強いられたことによる自己決定権の侵害や、葬儀場をめぐる紛争事例などと同様の（身体権に接続した平穏生活権を含まない）平穏生活権とされたり、被害の中心が不安や不便といった精神的被害だとされた場合、それに対する慰謝料額は（他の事案における慰謝料の「相場」にも引きずられ）低額になってしまう。

この点に関して、潮見佳男は、「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける。……ここでは、平穏生活権は人格権として捉えられるべきものであり、人格権侵害を理由とする損害は慰謝料であるとの——それ自体が決定的でない——ドグマが無批判に前提とされているのではないかとの印象を受ける」としている⁸⁾。重要な問題指摘である。

このような慰謝料請求一般のデメリットに加えて、本稿で検討している「ふるさと喪失損害」を精神的損害だとして（狭義の）慰謝料として請求することには、次のような問題がある。まず、それが、「ふるさと」に対するノスタルジックな主観的心情だと矮小化された場合、（わずかの慰謝料は認められるとしても）十分な補償を損害賠償という方法で実現させることは難しい。また、かりに、そこで問題となっているのは「包括的生活利益としての平穏生活権」⁹⁾、あるいは「包括的生活基盤利益」侵害¹⁰⁾だとされた場合でも、次の、小高判決の判示は重い意味を持つのではないか。

小高判決は、「本件においては、従前属していた本件包括生活基盤それ自体の損壊、その不確実な喪失等から発する極めて制限された選択肢の下

で本件包括生活基盤及び生活全般の設定について決断を余儀なくされる地位に立たされることよる精神的苦痛等といった行動の自由の侵害という観点からは評価し尽くせない形態での本件包括生活基盤に関する利益の侵害もある」としつつ、「人の生命という最も重視すべき権利利益に対する不可逆かつ最大の侵害である死亡に対する慰謝料額とのバランスも斟酌すべきであり、赤い本によると、死亡慰謝料については、2000万円から2800万円とされている」と述べている。ここで死亡慰謝料が対比の例としてあげられていることは、「人の生命という最も重視すべき権利利益に対する不可逆かつ最大の侵害である死亡」という言い方からして、ふるさと喪失損害に対する慰謝料はそれを超える額にはならないことを意味し、また、現実に認められた慰謝料が既払分控除前で1150万であることから見ても、その額はこの死亡慰謝料をかなり下回ると東京地裁が考えたことは間違いない。また、千葉地裁が、避難先で「無念の思い」を抱きながら亡くなった住民の（避難慰謝料ではカバーされない）慰謝料を1000万としたのも、同様の発想ではないか。純粹の慰謝料として請求した場合、これらの裁判所の（ある意味で「常識的な」）判断を克服して、死亡慰謝料と同等、ないし、それを超える慰謝料を認めさせることができるのであろうか。

4. 「ふるさと喪失損害」とは何か

ここで、あらためて、「ふるさと喪失損害」とは何かについて考えてみたい。この概念を明示的に主張し、その解明に早くの段階から取り組んだのは、経済学の除本理史だが、以下のような議論も事故直後からなされていた。

まず、日弁連編『原発事故・損害賠償マニュアル』（加除出版、2011年9月）9頁は、「本件事故の被害はコミュニティを破壊し、更に生活・労働生産の基盤を根こそぎ奪うものである」とし、日弁連原子力プロジェクトチーム委員であった小島延夫は、「生活・経済全体の根底からの全面的破

壊」があったとし、「コミュニティ・農地漁場・事業所の喪失そのものを損害として把握し、それを賠償する」ことの必要性を説いている¹¹⁾。また、「浜通り弁護士」の米倉勉は、2012年4月に福島で行われた「原発と人権」研究・市民交流集会において、本件事故によって生じた被害として、放射線被ばくそのもの、被ばくを避けるための避難による被害とならんで、「地域社会を破壊され生活の地を奪われたことによる被害（ふるさとの喪失、事業と生計の断絶、生活の潤いの喪失、寺社・地域文化とのつながりの切断）」をあげている。さらに、同弁護団の秋元理匡は、損害項目を、① 生活費増加分等追加的費用、② 休業損害・逸失利益・事業損害、③ 財物損害、④ その余の損害（精神的損害として包括）に整理し、④の「精神的損害」を、「避難生活による精神的損害」と、（それとは別に）「ふるさと・コミュニティの破壊による精神的損害」に分けて整理している¹²⁾。吉村も、除本理史の後掲の環境と公害41巻4号論文を引用して「ふるさとの喪失」被害という本件被害の特質を指摘し、付記として、秋元の考え方を紹介している¹³⁾。

2013年12月には、集団訴訟の最初のものとして、「浜通り・避難者訴訟」が福島地裁いわき支部に提訴されたが、そこでは、① 財物賠償として、土地・建物・家財の（時価ではなく）再取得価格、② 避難に伴う慰謝料として、避難生活が終了するまで、一人につき月額50万円、に加えて、③ ふるさと（コミュニティ）を喪失したことに対する慰謝料として一人につき金2000万円が請求されている¹⁴⁾。

この損害について経済学の立場から詳細な検討を加えたのが、前述したように除本であるが、その議論は、おおよそ、以下のような展開を見せている。まず、大島堅一との共著『原発事故の被害と補償』（大月書店、2012年2月）では、「原発事故によって失われたものとは、地域を構成していた『自然環境、経済、文化（社会・政治）』の一体性であり、さらに言えば『地域』そのものである。そこに住んでいた人々にとってみれば『ふるさと』にほかならない」（91頁）とする¹⁵⁾。ここでは、「ふるさと」＝「地

域」が失われたとされ、その回復にとって「原状回復」が必要であるが、同時に、それが困難であることから「『ふるさとの喪失』による精神的被害への慰謝料も、同時に重要である」(95頁)とされている。

また、環境と公害41巻4号(2012年4月)論文「原発事故による住民避難と被害構造」でも、「福島原発事故は地域を『引き裂いた』。つまり、原発事故によって失われたものとは、地域を構成していた『自然環境、経済、文化(社会・政治)』の一体性であり、さらにいえば『地域』そのものである。そこに住んでいた人々にとってみれば『ふるさと』にほかならない」(36頁)とし、「『ふるさとの喪失』は……金銭的補償で事後的に回復可能なものではない。したがって、除染により、原状回復するのが望ましい。しかし、農地や山林の除染は困難をきわめる。もし、完全な原状回復がむずかしいとすれば、『ふるさとの喪失』がもたらした精神的被害への慰謝料も、重要な論点となってこよう」(37頁)とする。

このように、除本は「ふるさと喪失損害」を、地域を構成する「自然環境、経済、文化(社会・政治)」とその一体性の侵害として、単に精神的な被害に限定されないものを考えている。これは、経済学的な視点に加えて、事故直後から様々な被害調査やヒアリングを行っていた除本の実感に裏づけられた認識によるものであろう。ただ、この段階では、原状回復が困難な場合にその救済として挙げられている慰謝料(「ふるさと喪失慰謝料」)は、あくまで、「精神的被害への慰謝料」とされている¹⁶⁾。

これに対し、その後の淡路剛久他編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年5月)所収論文「避難者の『ふるさと喪失』は償われているか」では、以下のような、より深化した議論が展開されている(192頁以下)。

「地域レベルでみた『ふるさとの喪失』とは、原発避難により『自治の単位』としての地域が回復困難な被害を受け、そこでとりむすばれていた住民・団体・企業などの社会関係(いわゆるコミュニティはその一部)、および、それを通じて人びとが行ってきた活動の蓄積と成果が失われること

である。こうした人間活動の蓄積は、しばしば世代を超える時間的なスパンで行なわれる。それによって、地域固有の伝統、文化、景観などが、時代の推移に応じた変化をともしつつも継承されてきた。地域には、こうした長期継承性と固有性があるために、避難者が居住地から切り離されると、避難先では回復できない多くの要素を失うことになる」（190頁）。

「避難者からみた『ふるさとの喪失』は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。人びとは日々の営みを積み重ね、それを通じて生産・生活の諸条件をつくりあげていく。その諸条件は『自然環境、経済、文化（社会・政治）』という複数の要素からなる。一定の範囲にこれらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する。具体的にいえば、放射能汚染のない環境、ある程度の収入、生活物資、医療・福祉・教育サービスなどが手の届く範囲になければ、私たちは暮らしていくことができない。つまり地域は、私たちの日常生活を支える諸条件の『束』である。しかし、原発事故によってその一体性（束）が『解体』され、避難者たちは、暮らしを成り立たせている諸条件のうち、どれを重視して落ち着く先を定めるべきかという、苦渋の選択に直面した」。

「ふるさとの喪失」被害の回復措置を考える場合、「まず、出発点である地域レベルの被害の回復が必要である」（除染、避難先でのコミュニティ維持の施策等）。「地域レベルでの原状回復が困難だとすると、個別の避難者に『ふるさとの喪失』被害が生じることになる。その一部は、金銭による填補が可能である」。例えば、「土地・家屋は、経済活動や居住のスペースとしてみれば、金銭賠償を通じて回復可能である」。また、「コミュニティの諸機能も、それに代わる福祉的サービスの費用などの形態で、金銭的に補うことのできる部分があろう」。「他方、金銭賠償による回復が困難な（不可逆的で代替不能な）被害も多い」。「土地・建物の再取得費用が賠償されたとしても、それは居住スペースの回復にとどまる。……代々受け継がれる土地や家屋は、代替りのものを入手することは困難である。再取得費用の

賠償は、あくまで原状回復に準ずる措置と捉え、それでもなお残る被害の救済を考えるべきだろう。「コミュニティも元どおりに回復するのは不可能である。帰還を進めても、住民が入れ替わってしまえば、事故前のコミュニティは回復しない。慣れ親しんだコミュニティの喪失は、多くの避難者に精神的苦痛を生じさせている。これは、コミュニティの諸機能を金銭評価し賠償することによって、回復するものではない。「これらの諸要素の一体性も重要であり、地域での日常生活を支える諸条件を奪われたことで、避難者たちは深い精神的な苦痛を負っている。ある避難者は、こうした苦しみを『人生がなくなった』と表現している。すなわち、人びとが積み重ねてきた営みの所産、それらの一体性の喪失であり、子どもにも人格発展などの点において大きな影響を及ぼすであろう」。

「このように『ふるさと喪失』は、金銭賠償による被害回復が難しい。ただしこれは、金銭賠償が不可能だとか無意味だということではなく、『無形の損害』として賠償することが考えられる(『ふるさと喪失』の慰謝料)」。なお、除本はここで、「ふるさと喪失」の慰謝料について、「これを『ふるさと喪失』の慰謝料と呼ぶのは、次の意味においてである」として、「個別利益の適切な賠償がなされたとしても、それによって被害の総体の補償がなされるわけではない。……これらに対する賠償は、法技術的には、慰謝料(いわゆる包括慰謝料)による他なかろう」という、馬奈木昭雄古希論集(2012年10月)所収の拙稿の99頁を引いている。

除本の、『公害から福島を考える』(岩波書店、2016年4月)等の、以後の一連の著書・論文でも、同趣旨の主張がなされている。そして、注目すべきは、これらの論稿では、いずれも、「ふるさと喪失慰謝料」は、精神的損害の賠償としての狭義の慰謝料ではなく、(財産的被害をも含む)「包括慰謝料」であることが(拙稿を引用しつつ)強調されていることである。したがって、ここでの「慰謝料」は精神的被害にとどまらない「包括慰謝料」であるとされているのである(「包括慰謝料」の意味については後述)。さらに、近著¹⁷⁾では、「ここでの『ふるさと』とは単に“昔過ごした懐かしい場

所」という意味にとどまらず、人びとが日常生活を送り生業を営んでいた場としての“地域”をさしている」として、単なるノスタルジーにとどまらない「ふるさと喪失被害」の特質を強調している¹⁸⁾。

以上の除本の考え方まとめるならば、以下の表ようになる（淡路他編・前掲書200頁）。

	① 地域レベルでの被害回復措置（原状回復に準ずる措置）	② 個別の被害者に対する措置	
		③ 金銭賠償で比較的容易に回復可能な被害	④ なお残る被害への措置
土地・建物	除染，維持・管理	再取得の費用を賠償	「ふるさと喪失」の慰謝料
景観	維持・管理	事業者の利益に反映されていた場合などに減収分を填補	
コミュニティ	セカンドタウン，二重の住民登録，帰還政策	コミュニティの諸機能に代わる財・サービスの費用を賠償	
諸要素の一体性	除染，帰還政策など		

5. 私 見

本件事故被害の最も本質的な特徴は、事故によって、住民らの生活基盤が根こそぎ奪われ、あるいは、大きく損傷させられたことである。前述のように、これを、多くの訴訟では、「ふるさと喪失（ないし変容）損害」と呼んで、請求の柱にすえてきた。このような損害概念は、本件事故による地域の変貌を的確にとらえるものとして、また、避難を強いられ、あるいは、事故後に地域社会の変貌を目の当たりにさせられた住民の心情を的確にとらえたものとして大きな意義を有するものであった。しかし、これもすでに述べたように、それが、「ふるさと」に対するノスタルジックな主観的心情だと矮小化された場合、（わずかの慰謝料は認められるとしても）十

分な補償を損害賠償という方法で実現させることは難しい。そこで、あらためて、この「ふるさと喪失損害」の特徴や実質を明らかにしていくことが重要な課題となる。

まず確認しなければならないことは、それは事故によって生じた損害、すなわち、事故前にあった「ふるさと」という利益が失われたこと（経済学的に言うところ「損失 (Loss)」）であり、事故によって新たに生じた損害（例えば、避難にともなう財産的・精神的損害）（経済学的に言うところ「出費ないし負担 (Expense)」）とは区別されるべきものだけということである。

それでは、この「ふるさと喪失損害」の内実は何か。淡路剛久は、本件事故被害を「コミュニティ生活享受権」の侵害ととらえた上で、「生活費代替機能の喪失」「相互扶助・共助・福祉機能の喪失」「行政代行・補完機能の喪失」「人格発達機能の喪失」「環境保全・維持機能の喪失」の5つの要素（機能）の喪失を挙げた¹⁹⁾。除本は、「避難者からみた『ふるさとの喪失』は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。生産・生活の諸条件とは、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人間が日々年々の営み（自然との間の物質代謝）を通じて作りあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切をさす」という²⁰⁾。また、経済学の大森正之は、「地域社会を構成する資源・資本群」の総体が失われたとする²¹⁾。

「ふるさと喪失」とは、これらの、コミュニティないしそれを支える諸利益の総体としての「ふるさと」が全面的ないし部分的に侵害されたことを意味する。しかし、これらのうち、土地・家屋のように金銭賠償で回復可能な損害と景観等の公共財、社会関係（コミュニティ）のように、金銭賠償では回復が困難なものがあり、前者は当該財物の再取得を可能とする賠償を保障し、また、後者は、地域レベルでの回復措置（除染、セカンドタウン、二重の住民登録制度、帰還を可能とする措置等）を実施するなどして、回復をはかるべきであろう²²⁾。そうすると、「ふるさと喪失損害」が、(政

策的・制度的措置ではなく）損害賠償訴訟において、そしてその中でも、住宅等の財物損害とは独自の損害項目として問題となる場合、それは、この総体としての「ふるさと」から、地域的回復措置で回復できず、また、住居のように、個別利益の賠償では補填されない損失の総体であるということになろう。

それでは、このような損害をどのように算定し請求すべきか。一つの考え方は、多くの訴訟で原告がとっているように、慰謝料（「ふるさと喪失慰謝料」）として請求し、個別に算定が難しい財産的損害を、慰謝料のいわゆる補完的機能によってカバーするという方法である。しかし、「ふるさと喪失損害」が、前述のような包括的なものとした場合、それを精神的損害に対する慰謝料の補完的機能でカバーすることには限界があるのではないか。そうすると、もう一つの考え方は、これまで公害・薬害訴訟等であられてきた、いわゆる「包括慰謝料」という考え方を、（損害全体ではなく、「ふるさと喪失損害」の部分において限定的に）活用することではないか。

「包括慰謝料」請求とは、被害者が被った社会的・経済的・精神的被害の全てを包括する総体を損害としてとらえる包括損害論に立って、それに対する賠償を（慰謝料として）一括して請求するという方式である。下級審判決において、かつては、原告のこのような主張を正面から受け止めるのではなく、それを個別算定方式における慰謝料の主張と解した上で、現実には、その慰謝料額の算定において、単なる精神的被害だけではなく、被害者の生活状態や収入など、個別算定方式においては財産的損害の算定において考慮されるような事情を含む様々の要素をも考慮して賠償額を算定するものが多かったが、その後は、これを正面から肯定するものも多い。例えば、西淀川大気汚染公害第一次訴訟判決（大阪地判平3・3・29判時1383・22）は、大気汚染による疾病のように、発症以来長期間継続し、症状の経過も一様ではなく、被害が物心各種多方面にわたっているような場合には、「これらすべての被害を個別に細分しないで、固有の意味の精神的損害に対する慰謝料、休業損害、逸失利益等の財産的損害を含めたもの

を包括し、これを包括慰謝料として」請求することも許されるばかりか、むしろ「公平で、実体にも即しており、より合理性が認められる」と述べている。

なお、慰謝料額は裁判官の裁量によって決まるが、逸失利益等の財産的損害を含めた包括慰謝料については、裁判官の裁量には限界があるとされることは前述の通りであり、さらに、公害健康被害補償法の給付の控除の可否に関して、神戸地判平12・1・31判時1726・20は、包括慰謝料ではなく純粹慰謝料を認容した上で、同法の給付を控除しなかったが、これは、同給付は全体として被害者の経済的生活を保障するものと解すべきであり、したがって、控除は財産的損害からのみ行われるべきであるとされるが、請求されている慰謝料が、財産的損害をも含んだ包括慰謝料の場合に裁判例が公害健康被害補償法の給付を控除していることを念頭に置いた処理である（このように考えると、それを「包括慰謝料」と呼ぶことは、ややミスリーディングを誘う言葉のようにも思われる）。

本件事故において、この公害訴訟等とられた、発生した全ての損害を包括して請求する「包括請求」としての「包括慰謝料」請求を行うことも考えられないではない²³⁾。しかし、これについて、吉村は、本件事故被害の賠償においては公害訴訟における損害論の成果を踏まえるべきことを指摘しつつ、しかし、本件事故において、このような「包括請求としての包括慰謝料」方式は適切ではないと主張してきた²⁴⁾。同様の指摘は、秋元も行っており²⁵⁾、物損を含めた損害項目ごとの請求を行った京都訴訟の原告最終準備書面は、包括的な「被害の捉え方は、住宅や家財の喪失等、個別の事情を取り出して、それを損害評価の対象とすることを否定することを意味しない。むしろ、いわゆる『包括慰謝料』として損害を一括して算定・請求することは、住宅の有無や生業の有無等、原告らの個別性・多様性を無視することになり、かえって損害を総体として漏れなく把握する妨げとなる」として、原告らは、個別損害の積み上げを基本とした請求している。

なお、本件事故においては、発生した被害を総体として包括的に把握する必要があるが、このような包括的総体的損害把握と個別項目に分けた請求の両立について、潮見佳男は「損害論を議論するにあたっては、「賠償の対象を何に求めるかという損害の本質に関する問題と、そうして認められた損害をどのような観点から評価算定して行くかという算定原理に関する問題……の間の論理的関連性を整理して考える必要がある」として、損害論（損害把握）と算定論を相対的に区別すべきとする²⁶⁾。高畠英弘は、「包括請求」という用語の二義性（「包括的な損害把握」と「包括的に把握された損害を訴訟において請求する方式」）を指摘する²⁷⁾。吉村も、「包括請求論は損害賠償の算定ないし請求方式（包括請求方式）として主張されてきているが、請求方式の問題とは別に、損害把握（損害論）のレベルでの意義があるという理解を前提としている。すなわち、包括請求論には、損害の包括的な把握という側面と、請求方式（財産的損害、精神的損害といった個別の損害について賠償を請求するのではなく、それらを一括ないし包括して請求する方式（裁判所などでは、これを慰謝料請求の一種として位置づけ、「包括慰謝料」などと呼ばれることもある）という側面の2つがある」と繰り返し主張している²⁸⁾。

本件事故の場合、発生した被害を包括的に総体として把握し、それぞれについて制度的・政策的措置、金銭的評価が不可能ないし比較的容易な損害に対する賠償を別途算定し、それでは救済されない損害（精神的損害だけではなく有形無形の多様な、そして、個別的な算定が困難な財産的損害を含む）を「ふるさと喪失損害」としてとらえ、ここの部分で、従来の公害等において「包括慰謝料」として認められてきた損害額算定の考え方を生かすという方法が、より、自覚的に追求されて良いのではないか。そうすると、「ふるさと喪失慰謝料」という表現ではなく「ふるさと喪失損害」という方が、正確な表現ということになる。そして、そこには、ふるさとを失ったことによる喪失感、ふるさとで展開されてきた（事故がなければ今後も展開されていったであろう）人格的な利益の侵害に対する（狭義の）慰謝料

と、ふるさとでの生活を支えてきた様々な有形無形の財産的利益のうち、個別的な算定が困難なものが含まれることになる。

かつて、沢(澤)井裕は、水害被害の賠償に関して、水害被害者には、「狭い意味での精神的苦痛が生じているのみでなく、身の回りのほとんどの物が破壊され汚損されている状況のなかで、生活が客観的に阻害されているという」被害＝「生活阻害」が生じているが、伝統的な賠償請求方式では、この水害被害の最も重要な部分が欠落するおそれがある。この被害は、物の側から見れば利用価値損害であるが、人間の側からみれば生活利益侵害であるので、これを人的側面から把握して包括請求することは(公害の場合と同様)考えられる。水害では、①物に対する積極的損害、②物についての利用価値的損害、③人の生命・健康に対する侵害、④人の生活に対する侵害の4つのものが生ずるが、このうち、②は③④にひっくるめて包括請求することも可能であるとした²⁹⁾。これと同様に、「ふるさと」での生活を支えてきた物の利用価値的損害を「ふるさと喪失」による精神的被害と「包括して」請求することは可能であり、また、本件事故の場合、適切なのではないか。

浜通り・避難者訴訟で原告は、「ふるさと喪失損害」に対する賠償を(別の項目を立てて)請求しているが、それは、千葉訴訟や生業訴訟の「ふるさと喪失慰謝料」とは、趣を異にしている。前述したように、同訴訟の原告最終準備書面は次のように述べていた。「そこには豊かな自然環境があり、経済、文化(社会・政治)が形成されていた。そして、そこで営まれていた地域社会(コミュニティ)では、多様な生活空間の機能(地域生活利益としての諸機能)が発揮されており、これらの諸要素は一体となり、複合し合って人々の生活を支えていた。……このような、広範かつ多様な損害の諸要素からなる有形無形の財産的損害と精神的苦痛は、まさに包括損害であり、これらの無数の要素を個別ばらばらに評価して積算することは、およそ不可能である。また、他方でこうした様々な諸要素、生活と生産の諸条件を個別の損害項目として分類・分断して積算することは、こう

した要素が相互に関連し、支え合い、絡まり合って機能しているという全体像を、適切に評価することを困難にする。だから、本件において生じた『故郷喪失による損害』は、包括的に把握して一体のものとして評価されなければならない」。ここでは、「地域生活利益の無形の損害及び故郷を喪失した精神的苦痛に対する請求」がなされており、いわば「部分的な包括慰謝料請求」がなされていると思われる。このような方向がさらに追求されてよいのではないか。

このような、財産的損害を含むものとして「ふるさと喪失損害」をとらえれば、その算定においては、小高判決が参照した、逸失利益等の財産的損害を含めた包括慰謝料について、そこでは、財産上のそれを含めた全損害について請求されているのであるから、「慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり」、原審の認定した「慰謝料額は低きに失し、著しく不相当であって、経験則又は条理に反し……原審の裁量判断は、社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるもの」として、慰謝料算定における裁判官の裁量には限界があるとした最判平6・2・22の、慰謝料算定における裁判官の裁量の限界という点が、より明確になる。また、それを、避難生活の苦難による精神的苦痛を慰謝するものとしての避難慰謝料と区別せずに算定するということは不適切ということになり、さらに、実質的には避難慰謝料の「前払い」としての性格が強い「帰還困難慰謝料」³⁰⁾を安易にかつその全額を控除することは誤りだということになる。

以上のように「ふるさと喪失損害」をとらえるとして、次の課題は、「ふるさと喪失損害」は「ふるさと喪失」による精神的損害（喪失感）にとどまらないことを、より具体的に明らかにすること、つまり、「ふるさと喪失損害」にはどのようなものが含まれるか（「ふるさと」を支えるどのような法益が毀損せしめられ、その結果、どのような有形無形の財産的損害が生じているか、あるいは、精神的損害についても、「ふるさと」の喪失感にとどまらないどのような被害が発生しているか、「ふるさと」で展開されてきた、そして、今後展

開かれていったであろう生活上の人格的利益とはどのようなものであったか)を明らかにし、それらが、制度的政策的措置や個々の財物損害の賠償によってどこまで救済されているのかといった点を、「被害に始まり被害に終わる」とされる、これまでの公害訴訟の教訓を踏まえて、実態に即してより一層具体的に明らかにしていくことであろう。そして、そのためには、被害者である原告と向き合い訴訟を進めている弁護士、さらには、経済学・社会学・医学・心理学等の法律学以外の専門家との協働が求められている。

- 1) 避難の全体状況については、山本薫子「『原発避難』をめぐる問題の諸相と課題」長谷川公一他編『原発震災と避難』(有斐閣, 2017年)60頁以下参照。なお、避難者の中には、政府の避難指示等によって避難させられた者と、放射線被ばくへの不安等から政府指示によらずに避難した者がいる。このうち、政府指示等によらずに避難した者を、「自主(的)避難者」と呼ぶことが多いが、好き好んで避難したわけではなく、事故により避難を余儀なくされた者であり、正確には「避難指示等区域外からの避難者」(「区域外避難者」と呼ぶべきであろう。
- 2) 鈴木浩「福島原発災害7年」環境と公害47巻4号6頁によれば、2017年12月現在、避難指示解除後の主要な被災地の帰還数は、浪江町で440人(避難者数2万681人)、富岡町で376人(住民登録者数1万3283人)、楡葉町で2105人(避難者数5037人)、飯館村で505人(避難者数5326人)、葛尾村で209人(避難者数1180人)であり、原発立地の双葉町と大熊町では、2018年2月現在、それぞれ6925人、1万530人が避難中だとされている。
- 3) 刑事訴訟については、添田孝史『東電原発裁判』(岩波新書, 2017年)第1, 2章参照。
- 4) 集団訴訟の全体については、淡路剛久監修・吉村良一他編『原発事故被害回復の法と政策』(日本評論社, 2018年)326頁以下の資料参照。
- 5) 環境経済学の寺西俊一は、事故によって「ふるさと」は奪われたのであるから「ふるさと喪失」ではなく「ふるさと剥奪」と呼ぶべきことを主張する(「福島原発事故の影響・被害と経済的評価」植田和弘編『被害・費用の包括的把握』(東洋経済新報社, 2016年)30頁)。適切な指摘だが、本稿では、これまでの訴訟等で「ふるさと喪失」という用語が定着してきていることから、「ふるさと喪失」という言葉を使うこととする。
- 6) これらの判決の特徴については、拙著『公害・環境訴訟講義』(法律文化社, 2018年)252頁以下、淡路監修・前掲(注4)書155頁以下、311頁以下参照。
- 7) ただし、この訴訟でも、提訴時(訴状)の段階では、「ふるさと喪失損害」に対する賠償は狭義の慰謝料と解されていたことは、後述(注14)のとおりである。
- 8) 潮見佳男「損害算定の考え方」淡路監修・前掲(注4)書46頁。
- 9) この被侵害権利・法益論については、淡路剛久「『包括的生活利益』の侵害と損害」淡

原発事故における「ふるさと喪失損害」の賠償（吉村）

路他編『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社，2015年）22頁以下参照。

- 10) この被侵害法益論は小高判決のものである。同判決は、「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益を侵害されたものと解することが相当である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解されるとする」としている。
- 11) 小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法律時報2011年8・9月号56、62頁。なお、小島は、日弁連が2011年4月28日に、原賠審は「地域社会のつながりを重視し、コミュニティの維持を図るための費用についても賠償基準を設けること」を求める会長声明を出したことを指摘している。
- 12) 秋元理匡「原子力損害賠償」自由と正義2012年7月号27頁以下。
- 13) 拙稿「原発事故被害の完全救済をめざして」馬奈木昭雄古希論集『勝つまでたたかう——馬奈木イズムの形成と発展』（花伝社，2012年）85頁以下。
- 14) ③につき、訴状では、「地域コミュニティの喪失は、個別の財産の賠償では償いきれない人格発展に不可欠な利益の侵害に結びついているもの」としており、精神的損害にとどまらない包括的な被害を含めようとしているようにも思われるが、そこでは「ふるさと喪失感」が強調され、また、各原告の請求項目のところでも、「築いてきた人生の喪失ともいうべき」精神的苦痛に対するものであることが強調されているので、少なくとも当初は、狭義の慰謝料が請求されているように思われる。しかし、その後、この訴訟においては、「ふるさと喪失慰謝料」の内実についての議論が深められ、最終準備書面の段階では、財産的損害をも含む「包括慰謝料」請求であることが明示されるようになったことは、既述の通りである。
- 15) 除本は、すでに、2011年11月のワーキングペーパー（OCU-GSB Working Paper No. 2011077）において「ふるさと喪失」被害について触れている。
- 16) なお、岩波ブックレット『原発賠償を問う』（2013年）では、「『ふるさとを失った』という喪失感」が強調されている。
- 17) 除本理史「『ふるさと喪失』被害とその回復措置」淡路監修・前掲（注4）書88頁以下。
- 18) 除本は、「浜通り・避難者訴訟」で、「ふるさと喪失損害」について、証言を行っているが、そこでは、ここでいう「ふるさと」とは、日常用語としての「昔過ぎた、懐かしい場所」という意味ではなく、事故の日まで日常生活を送り、生業を営んできた場、そういうものとしての「地域」であるとした上で、そのようなものとしての「ふるさと＝地域」が奪われたことは、「生産と生活の諸条件」の喪失による「有形・無形の損害」と、「精神的な拠り所を失うことによる深い喪失感（精神的苦痛）」が含まれるとしている。
- 19) 淡路・前掲（注9）論文24頁以下。
- 20) 除本・前掲（注17）論文89頁。
- 21) 大森正之「原発事故被災地域の被害・救済・復興」植田編前掲（注5）書84頁。
- 22) 除本理史「避難者の『ふるさとの喪失』は償われているか」淡路他編・前掲（注9）書192頁以下。
- 23) 日弁連編『原発事故・損害賠償マニュアル』（日本加除出版，2011年）9頁は、「本件に

においても、被害の実情に鑑み、場合によっては、包括・一律請求が検討されるべきであろう」として、その方向の可能性を示唆する。

- 24) 拙稿・前掲(注13)論文98頁では、「本件事故被害の中には、放射線汚染により住宅を失ったといった、個別に取り出して損害評価の対象とすることが可能な個別の物被害が多数存在することである。また、様々な営業上・生業上の被害のように、明確な財産上の損失も重要である。これらには、当然のことながら、住民ごとの個性も大きい。これらを他の多様な物的・精神的被害と包括して考えることは、必ずしも適当とは言えない。これらの被害を全体に埋没させてしまうことは、かえって損害の総体としての把握の妨げとなり、完全救済に結びつかないことになる」と述べた。
- 25) 前掲(注12)論文27頁で秋元は、「本件事故による被害は多様であり、本件事故当時それぞれの被害者がいかなる職業に就きどのような財産を保有していたか等、包括して一律ないし段階的な金銭評価にすることが法感情に反する場面は少なくない」として、「①生活費用増加分等追加的費用、②休業損害・逸失利益・事業損害、③財物損害は包括せず、その余の損害を④精神的損害として包括する考え方を提示」している。
- 26) 潮見佳男「人身侵害における損害概念と算定原理(二・完)」民商法雑誌103巻791頁以下。
- 27) 高島英弘「包括請求の現状と問題点」古賀哲夫他編『現代不法行為法学の分析』(有信堂, 1997年) 177頁。
- 28) 拙稿・前掲(注13)論文92頁以下等。
- 29) 沢井裕「災害における損害論」法律時報臨時増刊『現代と災害』(1977年) 113頁以下。
- 30) 「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」=「帰還困難慰謝料」が原賠審の審議の俎上に上ったのは、第四次追補に関する第35回(平成25年10月25日)からである。そして、当初は、委員の中にも、あるいは事務局が提出した文書の中にも「故郷(ふるさと)喪失」という表現が見られた。しかし、最終的に第四次追補では、この表現は消えており、また、帰還困難区域については、1人1000万円の慰謝料を追加するが、第二次追補で1人600万円(月額10万円の5年分)の賠償が決定しているので、そのうち2014年3月以降に相当する部分は1000万円から控除するとされた。「ふるさと喪失」による精神的苦痛は、日常生活阻害による精神的損害と異なるものではないのか、また、それは、将来の見通しに関する不安とも区別すべき被害ではないのかといった点について、原賠審では議論があったものの、結論は不明瞭のままになっている。むしろ、第二次追補で示された600万円のうち避難にともなう日常阻害に対する慰謝料の将来分を控除するというのだから、両者は足し引き可能な同質のものと考えていると見るのが自然である。だとすれば、それは結局、避難にともなう慰謝料の前もつてのまとめ払いと見るべきであり、これを、「ふるさと喪失損害」の賠償から控除することは(請求されているのが「ふるさと喪失」に対する狭義の精神的損害に対する慰謝料だとしても)、適切ではないことになろう。以上について詳しくは、除本・前掲(注22)論文207頁以下参照。